

## 新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
(通関手続の範囲) 2-2 法第2条第1号イ(1)((定義))にいう「通関手続」の範囲は、次による。 (1) (略) (2) 輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続（例えば、輸入許可後の修正申告（関税法（昭和29年法律第61号）第7条の14第1項((修正申告))に規定する <u>修正申告をいう</u> 。後記18-2（料金表を適用しない手続）において同じ。）、更正の請求（同法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による <u>更正の請求をいう</u> 。後記18-2（料金表を適用しない手続）において同じ。）、特例申告（同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告をいう。後記18-1（通関業務の料金）及び18-2（料金表を適用しない手續）において同じ。）等）は、通関手続に含むものとする。また、輸出入申告等の許可若しくは承認又は指定の内容に変更を及ぼすこととなる手続（例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手続）も通関手続に含まれる。	(通関手続の範囲) 2-2 法第2条第1号イ(1)((定義))にいう「通関手続」の範囲は、次による。 (1) (同左) (2) 輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続（例えば、輸入許可後の修正申告（関税法（昭和29年法律第61号）第7条の14第1項((修正申告))に規定する <u>修正申告をいう</u> 。後記18-1（通関業務の料金）及び18-2（料金表を適用しない手續）において同じ。）、更正の請求（同法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による <u>更正の請求をいう</u> 。後記18-1（通関業務の料金）及び18-2（料金表を適用しない手續）において同じ。）、特例申告（同法第7条の2第2項((申告の特例))に規定する特例申告をいう。後記18-1（通関業務の料金）及び18-2（料金表を適用しない手續）において同じ。）等）は、通関手続に含むものとする。また、輸出入申告等の許可若しくは承認又は指定の内容に変更を及ぼすこととなる手続（例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手続）も通関手続に含まれる。
（「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れる等」の意義） 6-3 法第6条第4号ロ((欠格事由))に規定する「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け」とは、国税又は地方税に関する法律における罰則中「偽りその他不正の行為により………」の旨の定めがあるほ脱犯等の場合を指し、それ以外のほ脱犯等（例えば、地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の28第1項((不納付犯))等に該当するもの）の場合はこれに該当しない。	（「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れる等」の意義） 6-3 法第6条第4号ロ((欠格事由))に規定する「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け」とは、国税又は地方税に関する法律における罰則中「偽りその他不正の行為により………」の旨の定めがあるほ脱犯等の場合を指し、それ以外のほ脱犯等（例えば、地方税法（昭和25年法律第226号）第122条第1項((不納付犯))等に該当するもの）の場合はこれに該当しない。
(通関業務の料金) 18-1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。	(通関業務の料金) 18-1 通関業者がその通関業務（関連業務を含む。）につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。
表 (略)	表 (同左)
(備考) (1)～(6) (略) (7) 輸出（積戻し）申告及び輸入申告（輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移	(備考) (1)～(6) (同左) (7) 輸出（積戻）申告、輸入申告（輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移

新	旧
<p>移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。)において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。</p> <p>イ <u>輸出（積戻し）申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(8)及び(9) (略)</p>	<p>入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。) 及び<u>修正申告</u>において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。</p> <p>イ <u>輸出（積戻）申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ <u>修正申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数3欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。</u></p> <p>(8)及び(9) (同左)</p>